

四日市市告示第 1 1 5 号

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

四日市市長 森 智広

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱（平成 2 7 年四日市市告示第 1 6 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象経費)</p> <p>第 3 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの設置に要する次の各号に掲げる費用とする。<u>ただし、設置する防犯カメラについては、未使用品でなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防犯カメラの賃貸借にかかる年間費用（<u>防犯カメラを設置した日が属する年度を初年度とする 5 年間に限る。</u>）</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第 3 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの設置に要する次の各号に掲げる費用とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防犯カメラの賃貸借にかかる年間費用</p>
<p>(事前申込み)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 市長は、前項に規定する申込書を受理したときは、速やかに申請の可否を決定し、<u>四日市市防犯カメラ設置事業補助金事前決定通知書（第 2 号様式）</u>によりその結果を申込者に対して通知するものとする。</p>	<p>(事前申込み)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 市長は、前項に規定する申込書を受理したときは、速やかに申請の可否を決定し、その結果を申込者に対して通知するものとする。</p>

(補助金の交付申請)

第7条 前条により申込みが認められたものは、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(第3号様式)。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、防犯カメラの設置場所を所管する各地区市民センターを経由し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金交付の決定をし、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(遵守事項)

第9条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) 防犯カメラを設置した日から起算して5年間は、各年度の3月末日までに、防犯カメラの運用及び管理の状況、防犯カメラ設置による効果並びに設置した防犯カメラの画像データの活用実績を書面にて市長に報告すること。ただし、防犯カメラを廃止したときは、この限りでない。

(4) (略)

(補助金の交付申請)

第7条 前条により申込みが認められたものは、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(第2号様式)。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、防犯カメラの設置場所を所管する各地区市民センターを経由し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金交付の決定をし、通知するものとする。

(遵守事項)

第9条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

<p>(計画の変更)</p> <p>第11条 補助事業者が、補助事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更は除く。）は、直ちに四日市市防犯カメラ設置事業補助金変更承認申請書（<u>第5号様式</u>。以下「変更承認申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>市長は、前項の規定により変更を承認したときは、四日市市防犯カメラ設置事業補助金変更決定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。</u></p> <p>(実績報告)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1) 四日市市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書（<u>第7号様式</u>。以下「実績報告書」という。）</p> <p>(2) から (5) まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成33年3月31日</u>限りその効力を失う。</p>	<p>(計画の変更)</p> <p>第11条 補助事業者が、補助事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更は除く。）は、直ちに四日市市防犯カメラ設置事業補助金変更承認申請書（<u>第3号様式</u>。以下「変更承認申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1) 四日市市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書（<u>第4号様式</u>。以下「実績報告書」という。）</p> <p>(2) から (5) まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成30年3月31日</u>限りその効力を失う。</p>
--	---

第2号様式から第4号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

四日市市指令 第 号

住 所

団体名

代表者

年度四日市市防犯カメラ設置事業補助金事前決定通知書

年 月 日付で申請のあった四日市市防犯カメラ設置事業補助金の事前申込みの結果については、下記の通りとなりましたので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

審査の結果、 年度四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付申請を受付けます。

補助予定金額

円

つきましては、補助金の交付申請に必要な添付書類が整い次第、速やかに申請手続きを行ってください。

なお、設置工事や手続き等に相当の期間を要することから、遅くとも12月末までには、申請手続きを終えていただきますようお願い申し上げます。

年 月 日

四日市市長

住 所
団体名
代表者
連絡先 () 印

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号一 で通知を受けた四日市市防犯カメラ設置事業を実施したいので、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 地権者等の同意書
- (2) 自治会等の同意書
- (3) 防犯カメラの設置及び運用に関する基準

受付

地区市民センター	市民協働安全課

住 所
団体名
代表者

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市防犯カメラ設置事業補助金については、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 補助金等の額 金 円
- 2 補助金等の対象となる事業
防犯カメラ設置事業
- 3 補助金等の交付の条件
 - (1) この補助金は、対象事業以外の用途に使用してはならない。
 - (2) この補助金の使途については、市が監査を行うことがある。
 - (3) 今回の補助金交付申請に関する一切の書類は、 年度末まで保存しておくこと。
 - (4) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- 4 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命ずることがある。

第4号様式の次に次の3様式を加える。

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

団体名

代表者

連絡先 ()

印

四日市市防犯カメラ設置事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号一 で交付決定を受けた四日市市防犯カメラ設置事業について下記のとおり変更が生じたので、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金変更申請金額 金 円

2 変更理由

受付

地区市民センター	市民協働安全課

住 所
団体名
代表者

四日市市防犯カメラ設置事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった四日市市防犯カメラ設置事業補助金については、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり変更を承認することを決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の内容
- 3 補助金等の交付の条件
 - (1) この補助金は、対象事業以外の用途に使用してはならない。
 - (2) この補助金の使途については、市が監査を行うことがある。
 - (3) 今回の補助金交付申請に関する一切の書類は、 年度末まで保存しておくこと。
 - (4) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- 4 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命ずることがある。

年 月 日

四日市市長

住 所

団体名

代表者

連絡先 ()

印

四日市市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市指令 第 号一 で補助金等の交付決定を受けた 年度四日市市防犯カメラ設置事業を完了（廃止・中止）したので、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

2 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 工事請負契約書等の写し及び領収書の写し

(3) 設置した防犯カメラの現況写真

(4) 設置した防犯カメラによる撮影画像

受付

地区市民センター	市民協働安全課

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(市民文化部市民協働安全課)